

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那須塩原市は、母子保健関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本市は母子保健関係事務において、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、契約書に「個人情報取扱特記事項」を明記し、情報保護管理体制を確認することとしている。

評価実施機関名

栃木県那須塩原市長

公表日

令和7年8月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健相談・指導・健診事務
②事務の概要	母子保健法、児童福祉法、少子化社会対策基本法の規定に則り 母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による保健指導、新生児訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、産後ケア事業、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 ②児童福祉法による乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業に関する事務。 ③少子化社会対策基本法による不妊治療費助成金交付に関する事務。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項別表70項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「母子保健法」が含まれる項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子育て相談課
②所属長の役職名	子育て相談課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	子ども未来部子育て相談課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話0287-38-1356
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子育て相談課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話0287-38-1356
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバーの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、母子健康手帳の交付及び養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務等では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の破棄	

9. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、本人の静脈による認証によって限定しており、アクセス可能な職員を年度ごとに登録することにより、アクセス権限の適切な管理を行っている。そのため、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分であると考えられる。」

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月26日	評価実施機関における担当部署	②所属長 健康増進課長 柳崎 修造	②所属長 健康増進課長 織田 智富	事後	
平成29年4月26日	対象人数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月26日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年3月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	評価実施機関における担当部署	②所属長 健康増進課長 織田 智富	②所属長の役職名 健康増進課長	事後	様式の変更
令和1年6月21日	対象人数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月21日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月22日	取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月7日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月25日	法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事前	
令和3年6月25日	事務の概要の①		産後ケア事業 を追加	事後	
令和4年6月13日	対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月13日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和6年12月4日	評価実施機関における担当部署	①部署 保健福祉部健康増進課	①部署 子ども未来部子育て相談課	事後	
令和6年12月4日	評価実施機関における担当部署	②所属長 健康増進課長	②所属長 子育て相談課長	事後	
令和6年12月4日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-63-1100	子ども未来部子育て相談課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話番号0287-38-1356	事後	
令和6年12月4日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉部健康増進課 〒325-0057 栃木県那須塩原市黒磯幸町8番10号 電話0287-63-1100	子ども未来部子育て相談課 〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2番3号 電話番号0287-38-1356	事後	
令和6年12月4日	個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第49項 並びに内閣府・総務省令第40条	番号法第9条第1項別表70項	事後	
令和6年12月4日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	(情報照会) 情報照会が行わない。 (情報提供) 番号法第19条8号、別表第二の第56の2項 並びに内閣府・総務省令第30条	(情報照会) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「母子保健法」が含まれる項 (情報提供) 番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「母子保健法」が含まれる項	事後	
令和7年8月20日	対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和7年8月20日	取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	